

こんなときどうする？

【事象・情報】

異常現象や前兆現象を
発見したら…



【町民がとるべき行動】

● 役場や警察に通報する

地域のことを一番よく知っているのは、そこで暮らしている町民の皆様です。普段とは異なる自然現象などの異変をいち早く発見することがあります。異変に気付いたら、すぐに役場や警察に通報することで、専門の職員が調査し、災害の兆候を発見できる場合があります。



異常現象等の通報先

上富良野町役場	0167-45-6400 0167-45-6980
富良野広域連合 上富良野消防署	0167-45-2119
富良野警察署 上富良野交番	0167-45-2039
旭川地方気象台	0166-32-6368

● 災害の前兆現象を知っておく

洪水	水位の急激な上昇、川のにごり
噴火	噴火や火山ガスの増大、地熱域の拡大、微小噴火、微細な地震
土石流	水位の急激な低下、川のにごり、山鳴り
がけ崩れ	小石の落下、斜面からの急な湧水
地すべり	地面にひび割れができる

緊急災害時の通報先

☎ 110 警察への電話・事故の急報

犯罪や事故が起きたときにダイヤルしてください。

☎ 119 火事・救助・救急車

火事の通報、救助・救急車を呼ぶときにダイヤルしてください。

